○国土交通省告示第二百八十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第十一項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して耐久性向上改修工事等の内容に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第十二項の規定により、告示する。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第六項に規定する耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該耐久性向上改修工事等の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる耐久性向上改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額（当該上欄に掲げる耐久性向上改修工事等をした家屋の当該耐久性向上改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該耐久性向上改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該耐久性向上改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該耐久性向上改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数戸の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該耐久性向上改修工事等に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した額。）とする。

平成二十九年国土交通省告示第二百七十九号（以下単に「告示」という。）第二項第一号イに掲げる工事	二万九百円	当該工事の箇所数
告示第二項第一号ロに掲げる工事（軒裏に通気孔を有する天井板を取り付けるものを除く。）	七千八百円	当該工事の箇所数
告示第二項第一号ロに掲げる工事のうち、軒裏に通気孔を有する天井板を取り付けるもの	五千九百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示第二項第一号ハに掲げる工事	四万七千四百円	当該工事の箇所数
告示第二項第二号に掲げる工事	一万八千三百円	当該工事の箇所数
告示第二項第三号に掲げる工事	一万四千二百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示第二項第四号イに掲げる工事	八十九万六千九百円	当該工事の箇所数
告示第二項第四号ロに掲げる工事（壁にビニルクロスを取り付けるものを除く。）	一万二千八百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示第二項第四号ロに掲げる工事のうち、壁にビニルクロスを取り付けるもの	五千四百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示第二項第四号ハに掲げる工事（床に耐水性を有するフローリングを取り付けるものを除く。）	六千六百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示第二項第四号ハに掲げる工事のうち、床に耐水性を有するフローリングを取り付けるもの	一万二千円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示第二項第五号イに掲げる工事	二千百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示第二項第五号ロに掲げる工事	二千四百円	当該工事の施工長さ（単位　メートル）
告示第二項第六号に掲げる工事	二千百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示第二項第七号イに掲げる工事	一万二千七百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示第二項第七号ロに掲げる工事	一千三百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示第二項第八号に掲げる工事	二万七千八百円	当該工事の箇所数
告示第二項第九号に掲げる工事	三千九百円	当該工事の施工長さ（単位　メートル）
告示第二項第十号イに掲げる工事	三千百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示第二項第十号ロに掲げる工事	一万二千七百円	当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示第二項第十一号イに掲げる工事（共用の給水管を取り替えるものを除く。）	九千五百円	当該工事の施工長さ（単位　メートル）
告示第二項第十一号イに掲げる工事のうち、共用の給水管を取り替えるもの	三万二千円	当該工事の施工長さ（単位　メートル）
告示第二項第十一号ロに掲げる工事（共同住宅等の排水管を取り替えるものを除く。）	九千八百円	当該工事の施工長さ（単位　メートル）
告示第二項第十一号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の排水管（専用の排水管を除く。）を取り替えるもの	一万六千八百円	当該工事の施工長さ（単位　メートル）
告示第二項第十一号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の専用の排水管（施工前に他住戸等の専用部分に設置されているものを除く。）を取り替えるもの	一万五千六百円	当該工事の施工長さ（単位　メートル）
告示第二項第十一号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の専用の排水管（施工前に他住戸等の専用部分に設置されているものに限る。）を取り替えるもの	四万九千二百円	当該工事の施工長さ（単位　メートル）